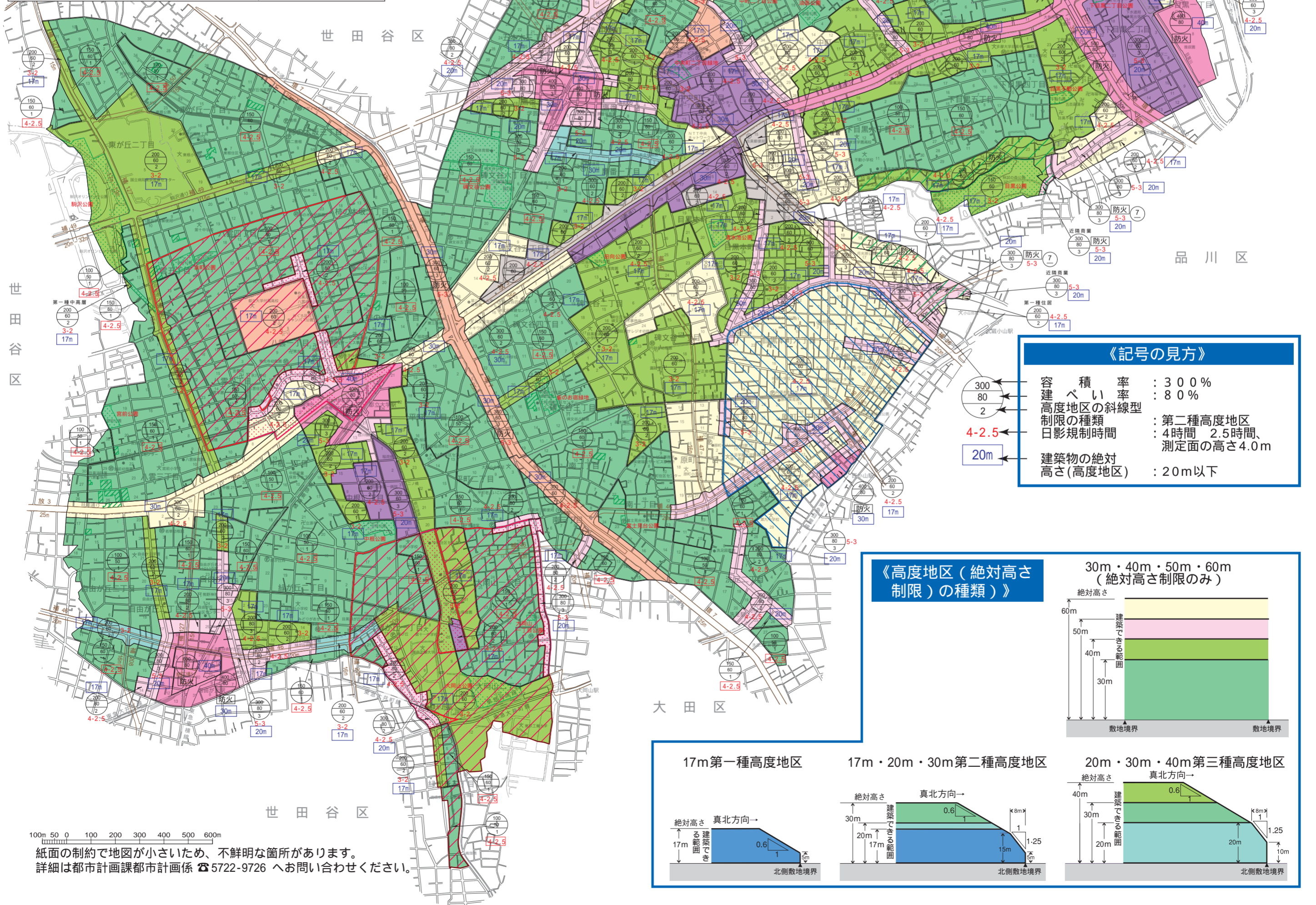


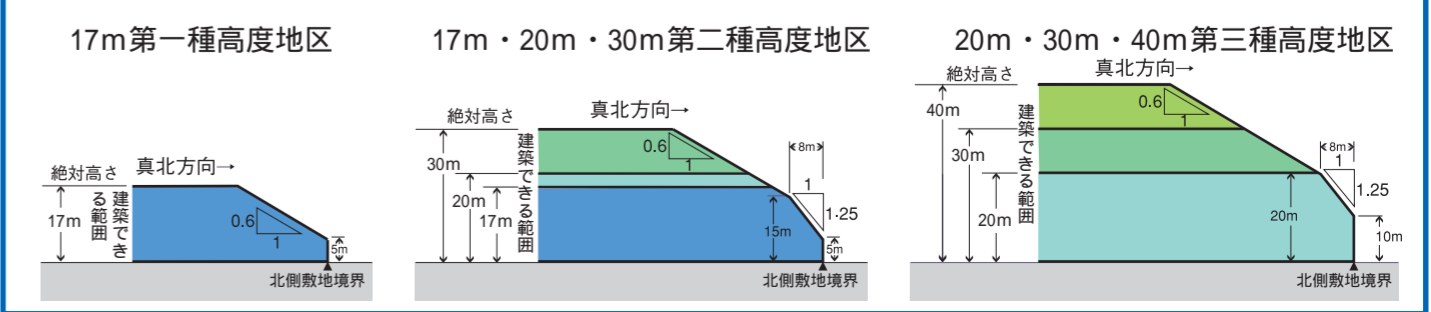
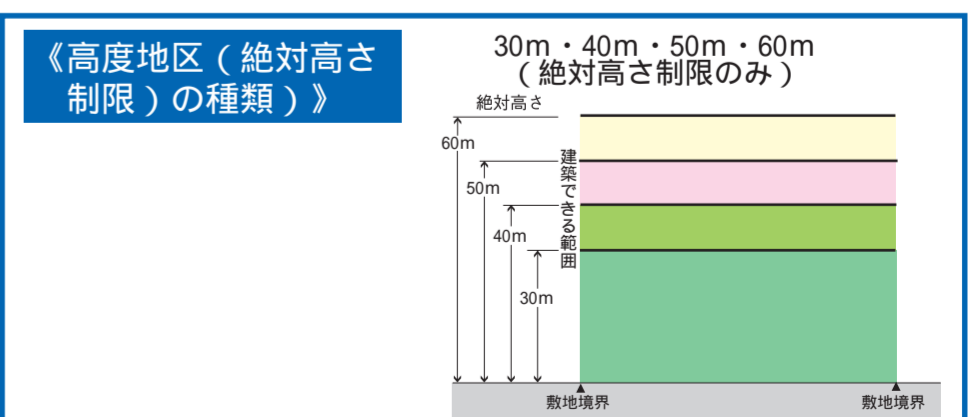
「建築物の絶対高さ制限」 「敷地面積の最低限度」 の都市計画変更一次素案(19年11月)

凡 例		今回の変更内容
用途地域	第一種低層住居専用地域	敷地面積の最低限度 60㎡ (防火地域は除く) - (変更なし)
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	近隣商業地域	
特別工業地区	商業地域	60㎡
	準工業地域	
高度地区	特別工業地域(準工業地域内に指定)	絶対高さ制限 17m 20m 30m 40m 50m 60m
	第一種高度地区	
	第二種高度地区	
	第三種高度地区	
文教地区	最低限度高度地区(最低限度7m(建物の高さ最低7m以上))	絶対高さ制限 17m 20m 30m 40m 50m 60m
	第一種文教地区	
防火地域	第二種文教地区	絶対高さ制限 17m 20m 30m 40m 50m 60m
	第一種防火地域	
生産緑地地区	防火地域以外の区域	絶対高さ制限 17m 20m 30m 40m 50m 60m
	準防火地域	
都市施設	生産緑地地区	絶対高さ制限 17m 20m 30m 40m 50m 60m
	都市計画道路	
日影規制	都市計画公園および都市計画緑地	絶対高さ制限 17m 20m 30m 40m 50m 60m
	公園	
新たな防火規制	日影規制時間(測定面の高さは4.0m。ただし、 3-2は、測定面の高さ1.5m。 4-2.5は、容積率400%以上の区域には、 日影規制はなし)	絶対高さ制限 17m 20m 30m 40m 50m 60m
	新火災建築物とするもの 耐火等級4以上のもの(地階を除く) 20mを超えるもの 短くとも、左記以外のもの 左記以外のもの 左記以外のもの 左記以外のもの	
第一種低層住居専用地域で、東山二、三丁目一部と三田二丁目13、14番の第二種高度地区の区域の絶対高さは12m、その他の絶対高さは10m		



《記号の見方》

- 容積率 : 300%
- 建ぺい率 : 80%
- 高度地区の斜線型制限の種類 : 第二種高度地区
- 日影規制時間 : 4時間 2.5時間、測定面の高さ4.0m
- 建築物の絶対高さ(高度地区) : 20m以下



紙面の制約で地図が小さいため、不鮮明な箇所があります。詳細は都市計画課都市計画係 ☎5722-9726 へお問い合わせください。